



ロービジョンの 手引き

豊かな視生活を通じて
健康な社会を創りたい



三和器械株式会社

お問い合わせ

本社

〒920-0935 石川県金沢市石引4丁目4番6号
TEL 076(222)1655 FAX 076(222)1688

福井営業所

〒910-0015 福井県福井市問屋町3丁目714番地
TEL 0776(25)3588 FAX 0776(25)3666

日常生活用具給付申請の手続き

* 日常生活用具とは、「日常生活上の困難を改善し、自立支援や社会参加を促進する為の用具」です。

身体障害者手帳を
持っている方

身体障害者手帳を
持っていない方

住民票のある市町村の福祉事務所で「身体障害者手帳」の交付手続きを行います。
持参するもの

- ・指定医師の身体障害者診断書、意見書
- ・身体障害者手帳の交付申請書
- ・本人の写真(証明写真)
- ・印鑑

日常生活用具給付券発行の為、福祉事務所で購入申請(申請書記入)を行います。
持参するもの **身体障害者手帳・購入希望商品のカタログ、見積・印鑑**
前年度の納税証明書が必要な場合があります

購入申請が許可されると、市町村が発行した日常生活用具給付券を受け取ります。同時に、日常生活用具給付券を発行したことを伝える通知書が三和器械(販売業者)へ届きます。(市町村で若干異なる場合があります)

納品日を相談後、ご自宅に納品されます。
その際に署名・捺印した日常生活用具給付券を三和器械(販売業者)へ渡します。
記載されている自己負担金を支払います。(自己負担金は所得に応じて変動する場合があります)

身体障害者手帳を取得できない方

すべて自己負担での購入になります。

特定疾患による補装具申請の手続き

※障害者総合支援法が定める対象疾患に該当する方で

身体障害者手帳をお持ちでない方への申請制度になります。

身体障害者手帳を
持っている方

身体障害者手帳を
持っていない方

※日常生活用具給付申請の手続きの流れになります

※特定疾患での補装具申請の重複はできません。

手帳を持っている方はそちらが優先されます。

補装具を申請する為、住民票のある市町村の役場にて申請書類をもらいに行きます。
(もらう書類名) **「視覚障害診断書」、「補装具費支給意見書」**
特定疾患の受給者証を持参してください。

診断書・意見書をかかりつけの病院の先生に記入してもらいます。それを市役所に提出します。申請が通れば、市役所より決定通知書が届きます。

納品日を相談後、ご自宅に納品されます。
その際に署名・捺印した日常生活用具給付券を三和器械(販売業者)へ渡します。
記載されている自己負担金を支払います。(自己負担金は所得に応じて変動する場合があります)

遮光眼鏡を注文した場合

「遮光眼鏡の装用効果」という用紙があるので、それもかかりつけの病院に持って行き、記入してもらい、市役所に提出となります。

視覚障害者の等級について

等級	視覚障害
1級	両眼の視力の和が0.01以下のもの
2級	a. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの b. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による欠損率が95%以上のもの
3級	a. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの b. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による欠損率が90%以上のもの
4級	a. 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの b. 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5級	a. 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの b. 両眼による視野の2分の1以上かけてるもの
6級	1眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの で両眼の視力の和が0.2を超えるもの